

危険物製造所・貯蔵所・取扱所品名、数量又は指定数量の倍数変更届書 添付図書等

- ① 品名変更及び数量の増大に係る場合は、現状の技術上の基準により対応が可能かどうかを判断できる図書等を添付するものとする。
- ② 貯蔵又は取扱い物品の危険物等データベース登録確認書の写し又は確認試験結果報告書の写しを添付するものとする。ただし純品等の明確な物品は除く。
純品等の例：ガソリン、軽油、灯油、重油、メチルアルコール等